



全国社会保険労務士会連合会

平成 27 年 11 月 18 日

報道関係者各位

## 国土交通省が発出した社会保険未加入事業者に対する 指導書の加入事業所への誤送付に関して 全国社会保険労務士会連合会会長が声明を発表

全国社会保険労務士会連合会会長大西健造は、国土交通省が、平成 28 年 1 月以降に建設業許可の更新期限を迎える社会保険未加入事業者約 51,400 社に対し、社会保険への加入を促す大臣名の指導書を送付したところ、誤って加入事業所である事業者へも送付されていた事案について、声明を発表しました。

本声明において、大西会長は「今回の事案は、従来から建設業界に限らず社会保険の加入促進に取り組んでいる社会保険労務士の活動を阻害するだけでなく、既に加わった顧問先事業所からの信用を害することになりかねない。」とし、国土交通省に対し、正確な社会保険の加入状況の把握及び再発防止を強く望むとの考えを示しました。

同時に、労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家で国家資格者である社会保険労務士が全面的に対応する事項についても表明しました。

○声明の内容は別紙の通りです。

### 本件に関するお問合せ先

全国社会保険労務士会連合会(業務部広報課 戸崎・稲垣・野田)

ホームページ: [www.shakaihokenroumushi.jp](http://www.shakaihokenroumushi.jp)

e-mail: [publicity@shakaihokenroumushi.jp](mailto:publicity@shakaihokenroumushi.jp)

TEL: 03-6225-5013

支えます! 職場の安心 企業の未来 ~社労士~

## 国土交通省が発出した社会保険未加入事業者に対する指導書の 加入事業所への誤送付に関する会長声明

平成 27 年 11 月 18 日  
全国社会保険労務士会連合会  
会 長 大 西 健 造  
(社労士制度推進戦略室)

国土交通省が平成 28 年 1 月以降に建設業許可の更新期限を迎える社会保険未加入事業者約 51,400 社に対し、大臣名の指導書（平成 27 年 11 月 2 日付国土建推第 35 号）を一斉送付したところ、既に加入事業所となっている事業者に対して誤って送付されていることが判明したところです。

当該事案に関しまして、以下のとおり、声明を發表します。

社会保険労務士は、従来から建設業界に限らず社会保険の加入促進に取り組んでおり、とりわけ、建設業界に関しては昨今の国土交通省が推進している社会保険未加入対策の施策について、積極的に協力してきたところである。

しかしながら、今回の事案はこれまで社会保険の加入を促進してきた全国社会保険労務士の活動を阻害するだけでなく、社会保険労務士が事業所の社会保険の手続き等を代行し、既に加入となった顧問先事業所からの信用を害することになりかねない。

国土交通省に対しては、厚生労働省及び日本年金機構と連絡を密にし、正確な社会保険の加入状況の把握に努めるとともに、再発が防止されるよう強く望むところである。

なお、以下について、労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家で国家資格者である社会保険労務士が全面的に対応することを表明する。

1. 既に加入事業所となっている事業者の不安解消に向けた加入状況の確認
2. 社会保険への加入を検討する事業所について、事務手続、保険料、事業所における加入義務のある従業員の確認等についての相談